

広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十九号

広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

第四条第一項中「記述」を「記述等」に、「個人別に付された番号、記号その他の符号」を「個人識別符号」に改める。

第五条第二項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある」を「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる」に改め、同条第四項中「電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第十三条第二項及び第五十二条において「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第十四条第一項第三号中「であって、」の下に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により」を、「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第十五条第二項中「当該情報のうち、」の下に「氏名、生年月日その他の」を、「記述

等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第三十八条第一項第二号中「(平成十五年法律第五十八号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、平成三十年四月一日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の広島県個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第五条第二項の規定は、一部施行日以後に新たに個人情報を収集しようとする場合について適用し、一部施行日前に収集した個人情報の取扱いについては、なお従前の例による。

(準備行為)

3 実施機関は、一部施行日前においても、新条例第五条第二項第三号に掲げる場合に該当するかどうかについて、広島県個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。